

平成26年9月11日提出

市道の廃止について

市道を次のように廃止する。

熊本市長 幸山政史

議案番号	路線名	起 点		重要な 経過地
		終 点		
議第407号	重富 第17号線	画図町重富962番	地先	
		画図町重富957番	地先	
議第408号	上ノ郷町 第15号線	上ノ郷町189番1	地先	
		上ノ郷町187番	地先	
議第409号	野口3丁目 第1号線	野口3丁目1202番	地先	
		野口3丁目984番	地先	
議第410号	元三町 第32号線	元三町153番1	地先	
		元三町1941番	地先	
議第411号	田井島3丁目 第5号線	南区田井島3丁目343番	地先	
		南区田井島3丁目417番	地先	

(提出理由)

次の事由に伴う市道廃止について、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

- (1) 開発行為
- (2) 地元要望
- (3) 区画整理事業